

平成26年4月1日発行(毎月1回1日)

# 三田評論

MITA-HYORON

4

2014

No.1177

特集 スポーツと文化



慶應義塾

学校経営と理念の継承	奥田義孝	4
巻頭随筆 丘の上 銀座あれこれ半世紀	指山雅美	5
ミラノに暮らして	不破あさの	7
<b>特集・スポーツと文化</b>		
〈慶談会〉 日本スポーツ文化の歴史と背景	山本徳郎／二宮瀧純／溝口紀子／ノッターエビッド／糸川麻里生	10
教育、スポーツにおける体罰と日本社会	アーロン・L・ミラー	27
〈蘭語記事〉 日本人にとってのレスリング	柳澤 健	33
なぜ日本人選手はブンデスリーガで活躍できたのか	ミムロユウスケ	37
慶應義塾 史跡めぐり 第89回 望郷詩人——南紀の佐藤春夫	加藤三朗	42
現代に生きる 福澤諭吉のことは その89	大久保忠宗	46
KEIO MONO MUSEUM 09 日本石炭産業関連資料コレクション	解説 杉山伸也	49
<b>三人談話</b>		
「サザエさん」徹底分析	情野誠人／若松研吉郎／畠田真幸	52
ソチ・オリンピックに帯同して	石田浩之	66
Researcher's Eye 「心を忘れて能を知れ」 独創的な研究はどこへ	西野鞠子	9
「先生には夏休みがありますか？」	大栗一郎	41
塾員クロソード 「「隣芸」に賭ける！ サッカーで世界中に笑顔を	大場美穂子	48
執筆ノート 『食彩の文学事典』	澤村伊助	51
『棟方志功の眼』	小堺めぐみ	65
『孤独な日銀』	重金敦之	68
社中交歓 峰	石井頼子	69
藤原田美子／田中真知／金山弘昌／共谷佳代	白川浩道	70
追憶 追悼 野地洋行先生	坂本達哉	79
KEIO Report 義塾のサロン「社中交歓萬來舎」	慶應義塾広報室	80
トサクニヒコのマンガ何でも劇場 71 寸揃(井上輝夫) 7 山上広場 74 塾長倉田誌平成二十六年二月) 76 塾内ニュース 78		
三田会だより 82 表紙絵から 94 寄付・維持会申込者芳名		
原綴▶阿部眞藏 本カッパ▶阿部眞藏・トサクニヒコ 口綴書寫▶石戸賢、井上博、竹松明季 本支書寫▶浜川豊子ほか 書寫サイン▶殿谷純介 表紙絵▶清川泰次不詳(一九六二年)所藏 世田谷美術館		

ど七十五歳以上になるわけだから、高齢者に対するスポーツ指導者を養成すべきです。いまほとんどの指導者は小学校、中学校、高校、大学が対象です。大学での指導者養成カリキュラムを変えないといけない。例えば、こういう運動をやれば健康寿命が延びますよとか、そういう具体的な方法を確立していく時期にきていると思います。

ノッター 現代の日本のスポーツ文化は、最近、特に平成に入ってから大きく変わってきた。それはサッカーによく現れていると思います。

ピエール・ブルデューというフランスの社会学者が、身体の正統な使用に関する二つの対極的な理念が存在するという点を指摘しています。一つは苦行的、禁欲主義的な身体を優先するスポーツです。日本の武士道的なスポーツはそうですが、日本の野球も禁欲主義的、苦行的、スパルタ的です。もう一つは自然体を優先する自由放任主義的な身体を優先するスポーツです。サッカーはこちらです。

日本で明治時代にサッカーが流行らなかったのは、当時の日本人は武士道的な精神が広くあって、禁欲主義的な苦行的なスポーツのほうが好きだったからではないかと思えます。

僕が日本に来た昭和の終わり頃はサッカー少年はほとんどいませんでした。サッカー少年の顔を見てみると、野球少年とは違うような気がします。表情が豊かというか、禁欲主義的な感じがしないのです。自然体を優先して、感情も自然に、喜びも悲しみも顔に出る。

サッカーが最近、人気が出て、存在が大きくなってきたということは、その背景にある日本の文化が変わってきているということだと思えます。また、近代社会がポスト近代型社会に入ってきているということとも関係しているような気がします。

溝口 ソチ・オリンピックでメダルをとったスノーボードの選手がとても表情が豊かだったのが印象的でしたね。

桑川 期待以上にすばらしい座談会に

していただきまして、ありがとうございました。

エリートスポーツや教育の現場における暴力の問題に始まり、社会の近代化と前近代的残滓の問題、また成熟した市民社会の中でスポーツが果たすべき役割まで、じつに幅広い議論をしていただきました。これほど多面的な文化的また社会的問題に、しつかりした経糸を通して話し合えるテーマは、スポーツの他にはそれほどないのではないのでしょうか。二〇二〇年の東京オリンピックに向けても、今後ますます多角的にスポーツについて考察することが、大きな意義を持つてくることではないでしょうか。

慶應義塾も日本のスポーツ、あるいは体育の歴史の中で独特の役割を果たしてきた学校でありますので、これからまた、いろいろ企画をしたいと思えます。

(平成二十六年二月十二日収録)

## 教育、スポーツにおける体罰と日本社会



アーロン・L・ミラー (京都大学白眉センター特任助教)

### 「体罰」をめぐるいくつかの問い

一九六六年、ドイツの著名な精神科医・哲学者カール・ヤスパースは、ソクラテス、仏陀、孔子、そしてイエス・キリストらの生涯と思想を比較する書物を出版した。この本でヤスパースは、仏陀が「温和な」民族が生まれるのを助けたことで、永遠の遺産を残したと述べている。

アジアやその他あらゆる地域で悲惨な出来事が起こっているにもかかわらず、仏陀の教えに触れた民族には温和さが宿っている。仏教は世界宗教の一つであり、異教徒への暴力や迫害はなく、また異端審問も魔女狩りも聖戦もないことで知られている (Gaspers 1988: 39)。

この説明は正しいだろうか。たしかに、仏教徒が異教徒

を迫害したり、異端審問を行ったり、魔女狩りを扇動したりした例というのはすぐには思い浮かばない。しかし、仏教国を構成している人々の間に暴力はないのだろうか。

私は日本ではほぼ十年にわたり、学校やスポーツの現場での体罰について広く研究している。そのなかで、子どもや青少年が親や教師、スポーツの指導者に殴られるのは全く珍しくないこと、そしてそれを知る人の多くは、そのような殴打を、手や足、野球のバット、あるいは竹刀によるものであれ、暴力の典型ととらえていることがわかった。日本が「仏陀の教えに触れた」国であるにもかかわらず、である。

このような事実はヤスパースの主張を否定するよう思われるうえに、さらなる疑問が浮かんでくる。

第一に、体罰は実際に「暴力」なのか、もしそうならばそれはどのような場合にも当てはまるのか。二つ目に、もし体罰が暴力ならば、その暴力的な性質は、宗教一般やと

りわけ仏教が持つ平和的な教義が、現代日本の教師の生活や仕事においてはや大きな影響を持たなくなっている、ことを意味しているのだろうか。言い換えれば、今日の教育現場があまりに逼迫してストレスが多いため、アジアの始祖の知恵が顧みられなくなってしまったのだろうか。

最後に、もし宗教それ自体が近代社会の特徴であるとするならば、体罰は「前近代」、つまり暴力を伴う教育的規範のほぼ動物的な形態に今日の教師たちが退行してしまっただことを意味しているのか。あるいは、実は体罰は多くの国家に近代的な労働力をもたらし、結果として近代社会を生み出した合理的・教育的実践に他ならないのだろうか。

## 近代日本の「体罰」史

これらの問いに答えるため、体罰に関してこれまでどのような議論が行われてきたのか、特に明治維新（一八六八年）以降の日本国内での議論を歴史的に概観してみたい。体罰は、「権威を持つ人間が、訓練や懲罰のため、自分よりも下位にある人間の身体を叩いたり、殴ったり、蹴ったりすること」と大雑把に定義できる。このような行為は日本において何世紀も前から行われてきた。しかし、それが「体罰」と命名されたのは明治時代である。corporal punishmentが「体罰」と訳され、結果として議論を呼ぶこの語が生まれたのは、西洋への開国の帰結であった。

文部理事官だった田中不二麿（一八四五―一九〇九）は

ムには、知的でかつ従順な労働者の育成が求められるようになった。労働者たちは企業に、そして国家に利益をもたらすべく、勤勉に働くことが期待された。この教育システムと経済との結びつきの背後で原動力として機能していたものこそ、規律訓練である。教師たちは丸暗記学習の重要性を強調し、反抗的な学生は許されなかった。この際、教室の秩序を保ち、規則に従わない者に邪魔されずに授業を続けるため、折に触れて体罰が用いられた。

しかし一九七〇年代後半から一九八〇年代はじめにかけて、日本の教育システムは危機的状況にあるという認識が高まるとともに、十代の若者たちは「問題のある年齢層」だとみられるようになっていった（グッドマンほか2003）。教師と生徒の間、また生徒間の「校内暴力」は学校を悩ませる問題として関心が高まり、また学校の外でも、警視庁の統計によると「少年犯罪」は一九八三年に件数のピークを迎えている。これらの問題がメディアで喧伝されたことで、教員たちは生徒たちを管理するために、より厳しいしつけ方法を用いるようになっていった。

日本の学校では、生徒の行動を厳格に統制し、厳しくしつける「管理教育」が、校内暴力への必要で適切な対策とされていた。そして体罰が、「管理教育」を機能させる手段とみられていた。森川（1990）が述べているように、教員、とくに体育科の教員は「体罰教師」の役割を演じることが当時期待されており、この役割は学校のヒエラルキー

一八七二―七三年、岩倉使節団に随行してニュージーランドを訪れた際、当地の州法が公立学校内でのcorporal punishmentを禁止していることを知り、この語に出会った。この州法はその後、一八七九年に日本の学校で体罰が全国的に禁止される「教育令」の基礎となった。

これはど早期に体罰が禁止されていたことを知る日本人は少なく、外国人はもつと少ない（日本は世界で六番目に体罰を禁止した国である）。そして、第二次世界大戦後から現在まで、日本の教育制度において体罰は一貫して違法であることを知る人はさらに少ない。

しかし、日本の学校における体罰の禁止は、その当初からいささか曖昧であったことに触れなければいけない。教師や校長に体罰を行う権限はないが、かわりに「懲戒権」が委ねられており、彼らは体罰禁止以降も懲戒を行う選択肢を維持することができたのである。

明治から大正を通じて、この教育令については盛んに論争が行われたが、一九三〇―四〇年代になると、日本の帝国主義政策を進めるうえで、時に日本兵を訓練する方法として、体罰は頻繁に行われた。そして一九四五年の終戦後も、体罰の意義に関する議論は明治・大正期と同様に続いてきたにもかかわらず、日本の教育政策上の公式見解としては、「日本の学校に体罰は存在しない」ことになった。

高度経済成長期（一九五五―七三年）、日本は戦争の廃墟から世界的な経済大国へと変貌したが、日本の教育システ

と秩序を維持するうえで不可欠なものとなった。

しかし、それはあくまで現場レベルにおいてのみ共有されていたものだった。他の人々、とくに国や政府レベルの教育関係者の中では、体罰は「問題」であると思われ始めていた。これは一九七九―八三年、複数の子どもたちが「矯正」トレーニングで亡くなったり行方不明になった戸塚ヨットスクール事件のような「極端な」ケースの影響によるものである。当時、マスコミや文科省は体罰について継続的に関心を示し、体罰を「問題」であるとしたうえで、これがどの程度の問題であるのかを調べるために統計を集め始めた。日本は体罰の問題に関して、大きく揺れている。ある者はこれを賞賛し、またある者はこれを強く非難する。体罰がここまで賛否を二分するものとなったのは、日本のスポーツ界において他にないであろう。

## 近年の体罰事件と行政

現状は、論争の終結には程遠い。二〇一二年十二月、日本の若者がまた一人、教師から体罰を受けた後に自ら命を絶った。大阪の桜宮高校二年生だった男子が、バスケットボール部の小村基顧問（当時）から繰り返し殴られた後、自殺したのである。事件後小村顧問は、チームの主将だった彼が期待に応える結果を挙げなかったため平手打ちをし怪我を負わせていたことを認めた。小村顧問は当局に対し「厳しく指導する」ために体罰を行い、それは彼がチー

ムの主将で、その役割を担える人間だからだと話した。

翌月、柔道全日本女子代表の園田陸二監督が、二〇一二年のロンドン五輪前に選手たちに暴行を行っていたことが明らかになった。監督は、金メダルという目標のプレッシャーを感じていたと弁明したが、辞任に追い込まれた。

これらの事件が起きたのとはほぼ同時期、日本政府は、二〇一一年に天津市で起こった子どもの自殺はいじめが直接的な原因であり、この事件が市の教育委員会によつて隠蔽されていたことを知った。教育委員会は、事件がマスコミの集中砲火を浴びることを恐れ、問題を隠すことを選んだ。

近年のこれらの出来事は日本のニュースを賑わせ、政府を迅速な対応へと向かわせた。二〇一三年二月、安倍政権は特別に設置された「教育再生実行会議」に、体罰やいじめへの対処に関する政策提言のとりまとめと答申を委任した。この会議は、学校が徳徳教育のカリキュラムを強化すること、そして立法府が「反いじめ法」を成立させることを提言した（首相官邸・教育再生実行会議 2013）。（後者は二〇一三年、いじめ防止対策推進法の成立というかなちで実現した）

政府はまた文部科学省に対し、スポーツの指導に関する調査と、指導者に対するより厳格なガイドラインの設定を求めた（文部科学省 2012）。報告書には以下のようにある。

スポーツは、(中略)次代を担う青少年の生きる力を育むとともに、他者への思いやりや協同する精神、公正

さや規律を尊ぶ人格を形成します。

スポーツの指導において体罰を行うことは、このようなスポーツの価値を否定し、フェアプレーの精神、ルールを遵守することを前提として行われるスポーツと相いれないものであり、スポーツのあらゆる場から根絶されなければなりません。

日本の学校で、現在はもちろんのこと何十年前前から体罰が違法であるにもかかわらず、文科省の調査では二〇一二年度に全国で六七二件の体罰事件が起きていることが明らかとなった（文部科学省 2012: 203）。文科省は二〇〇五―一一年の統計を取っていないが、この件数はその直前、二〇〇四年の数字よりはるかに大きいものだ（文部科学省 2013: 203）。二〇一二年の件数増加は、この問題がメディアの注目を大きく浴び、世間の関心が高まったことが理由と考えることができる。

ふつう、文科省による学校への提言は強制力を持たないが、問題によっては学校に「通知」を出して徹底させることもある。桜宮高での自殺を受け文科省は二つの「通知」を出し、スポーツ指導に関する調査を実施した。体罰といじめの問題は再び国民的な注目を集めることとなった。

## 体罰と(前)近代性

前述の「体罰は暴力なのか」「仏教徒は常に温和なのか」

「日本のスポーツ界にはつきり存在する体罰は、日本社会の(前)近代性を表しているものなのか」という問いに戻ろう。

子どもたちの知能や理性よりも、彼らの身体的な感覚に訴える「しつけの言語」であるという意味で、体罰は「前近代的なもの」そしてほとんど動物的なしつけ法だと言えるだろう。つまり、「私たち人間の脳が理性的に働くことをやめ、暴力に頼るほか術がない時に子どもたちに行くこと」として、体罰をとらえることができる。ちょうど、動物たちが自分の命を守るためなら何でもするように。

一方で、体罰が日本や他の先進国で行われてきたのは、訓練された従順な学生を作り出すためであり、彼らが勤勉で礼儀正しく協調性のある労働者となる準備のためと考えるならば、体罰は極めて「近代的な」しつけ法と言える。

体罰が前近代の日本の残滓、つまり日本の教師たちが学生たちを言葉で説得することができなかつた時代の産物なのか、あるいは日本の経済がより円滑に機能することを支えた近代社会の大きな特徴なのかは、この行為をどう定義するかによる。これまで見てきたように、文科省は体罰を教育の場で禁止するための努力を行ってきた。

実際、日本においては、「体罰」という語の定義、そして教育的意義についてほとんど世論の合意がなされていない。「暴力」と説明する人もいれば、「指導」や「しつけ」であると正当化する人もいる。「虐待」と言う人もいれば、「愛のムチ」と呼ぶ人もいる。法的に禁止されているにも

かわらず日本において体罰が続いているのは、これが暴力行為として日本社会全体からきつぱり否定されたことが今まで一度もないということも理由だろう。そして、日本の一部の人々が、腰の引けた政府の体罰禁止策にあまり協力的でないことによつて、若い世代の教師たちが「指導」や「しつけ」といった聞こえの良い言葉で体罰を説明し、その意義を正当化し、体罰行為を続けている。

体罰が実際に暴力的行為であるなら、ヤスパースは間違っていたことになる。しかし、もし体罰が、生徒を思う教師による愛情ある教育的行為なら、平和な仏教徒の国という日本のステータスは、ほぼそのまま保たれることになる。

## 学生、アスリートは何を望んでいるか

どちらの論に与するにせよ、体罰は日本特有の社会現象ではなく、桜宮高での自殺のような悲劇は世界中で起きているという点には留意しなくてはならない。近年の体罰撲滅に向けた各国での運動（Economist 2008）にもかかわらず、体罰は世界中でしつけの習慣として広く行われており、学校での教師による体罰よりも家庭での親による体罰のほうがよく見られる。また、体罰を不可欠な教育的手段とみるスポーツ指導者によつても頻繁に行われている。これは日本での例だが、他の先進国でも同様だ。つまり仏教やキリスト教、その他の宗教であっても、その国の暴力的な傾向を十分に説明することはできないようだ。

日本におけるスポーツと教育の双方において、体罰は、厳しいトレーニング方式や上下関係を表立って崇拝しないまでも、それらをしばしば促進する教育的な文化の一部になっている。教師や監督、親、政府の役人といった権威者が自分たちの子どもを暴力の危険から守ろうとするときですら、彼ら自身の公的な方針を、現場レベルでの実践になかなか還元できない（Mittelman 2013）。文科省や日本体育協会、他の公的なスポーツ団体にいる人々は、体罰や権威主義的な訓練方法は無益であり若いアスリートに危険であると主張し続けているが、一方で現場レベルのさまざまなスポーツの指導者たちは、彼らを効果的に教育するための訓練は厳しくなくてはならないと信じ続けている。

政府は、今ある反体罰の法律を将来的にさらに厳格に適用していくかもしれないが、また教師に法の遵守を強く求めていく可能性もある。しかし、この問題が、桜宮高での悲劇を将来繰り返さないだけの関心を再び集められているかどうかは不透明である。これは時間が経たないとわからないことだ。私の調査から分かる今のところの結論としては、日本の学生や若いアスリートは配慮と規律を求めており、そして強固であるが公平な、また厳格であるが励ましを与えてくれる教師や監督を求めているということだ。前近代の残滓だろうが近代の特徴だろうが、そしてレトリックとしてどう正当化されようが、体罰はこの要求に応える要素にはならないと私は考える。（原文英語）

〔参考文献〕

Economist. (2008) 'Spare the Rod, Say Some', 29 May.  
 ロジャール・グットマンはか (2013) 『若者問題の社会学——視線と射程』井本由紀監訳、明石書店。  
 Jaspers, Karl (1966) Socrates, Buddha, Confucius, Jesus: The Paradigmatic Individuals (1: Houghton Mifflin Harcourt).  
 Miller, Aaron L. (2013) Discourses of Discipline: An Anthropology of Corporal Punishment in Japanese Schools and Sports. Berkeley, CA: Institute of East Asian Studies.  
 文部科学省 (2013a) 「運動部活動の在り方に関する調査研究報告書」  
 <www.mext.go.jp/a\_menu/sports/jyujitsu/\_licsFiles/afiedfile/2013/05/27/1335529\_1.pdf> (二〇一三年十月十五日アクセス)  
 — (2013b) 「体罰根絶に向けた取組の徹底について (通知)」  
 <http://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/seitoshidou/1338620.htm> (二〇一三年十月十五日アクセス)  
 — (2013c) 「体罰の実態把握について (第二次報告)」  
 <www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/seitoshidou/\_licsFiles/afiedfile/2013/08/09/1338569\_01\_2\_1.pdf> (二〇一三年十月十五日アクセス)  
 — (2013d) 「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について (通知)」  
 <www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/seitoshidou/1331907.html> (二〇一三年十月十五日アクセス)  
 森川貞夫 (1990) 「なぜ体育教師は暴力/体罰教師になるのか」という声に対して『体育学研究』第三四巻一、七四—八〇頁。  
 首相官邸、教育再生実行会議 (2013) 「いじめの問題等への対応について (第一次提言)」  
 <www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/pdf/dai1\_1.pdf> (二〇一三年十月十五日アクセス)

特集 ● スポーツと文化

日本人にとってのレスリング

柳澤 健 (ノンフィクションライター・著者)



大多数の日本人にとって、レスリングは美に不思議なスポーツでしょう。

レスリングなんてやったことがない。自分の周囲でやっている人を見たことがない。テレビに映るのは四年に一度のオリンピックの時だけ。

にもかかわらず、日本レスリングはどうしてこんなに強いのでしょうか？ ロンドンオリンピックで日本選手団が獲得した金メダルは全部で七個。そのうち過半を超える四個がレスリングです（女子の小原日登美、伊調馨、吉田沙保里、男子の米満達弘。その他女子柔道の松本薫、男子体操個人総合の内村航平、ボクシングの村田諒太で計七個）。

競技人口が極端に少ないにもかかわらず、他のどの競技

団体よりも好成績を残している。不思議だというほかありません。

「マイナースポーツだからだろうか？」

あなたがそう考えているとしたら大きな間違いです。FILA国際レスリング連盟の加盟国は一七七カ国。国連加盟国一九三カ国よりちよつと少ないだけです。

水泳にはプールが、体操には鞍馬や吊り輪や鉄棒が、野球にはバットやボールが、柔道には畳や道着が、相撲にはまわしが、ボクシングにはグローブが必要です。

でも、レスリングに用具は必要ありません。パンツ一枚にTシャツでも羽織れば、男子でも女子でもできます。レスリングは、どれほど貧しくとも強くなれるのです。